

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令案等の概要について（諮問及び報告）（不正防止強化関係）

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

法改正を踏まえた法令対応（令和8年1月施行・不正防止対策関係）

- **労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理等に関する省令案（諮問）**

令和7年改正法により、特定自主検査を実施する者に、必要な資格を有する代表者や役員等が追加されたこと等を踏まえ、関係省令を整理するもの。

- **労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案（報告）**

令和7年改正法により、技能講習修了証を不正に交付し回収命令に従わない登録教習機関に対し、登録取消しの際に10年を超えない範囲で登録できない期間を指定できることとされたことに伴い、その基準を定めるもの。

- **特定自主検査基準案（仮称）（報告）（次回以降分科会で議論予定）**

令和7年改正法により、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければいけないとされたことに伴い、特定自主検査の基準を定めるもの。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理等に関する省令案の概要（不正防止強化関係）（諮問）

1. 改正の趣旨

- 令和7年改正法において、特定自主検査を行う際大臣の基準への遵守義務、検査業者がこれに従わない場合の改善命令や登録取消しに関する制度が新設され、併せて特定自主検査を実施する者に、必要な資格を有する代表者や役員等が追加された。
- これを踏まえ、法改正の施行に合わせ、必要な改正・規定整理を行う。

2. 改正の概要

(1) 労働安全衛生規則の改正

- ① 改正法において、特定自主検査は、厚生労働省令で定める資格を有する労働者のみならず代表者や役員等が実施することも可能となったことから、特定自主検査に係る規定中「労働者」とあるのを「もの」と改める。
- ② その他、令和7年改正法における安衛法の改正に伴う規定の整理等、所要の改正を行う。

(2) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の改正

- ① 令和7年改正法における安衛法の改正に伴う規定の整理等、所要の改正を行う。

3. 公布日等

公布日：令和7年9月（予定）

施行期日：令和8年1月1日

労働安全衛生法第七十七条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案の概要（報告）

1. 改正の趣旨

法改正において、技能講習修了証を不正に交付し回収命令に従わない登録教習機関に対し、登録取消の際に10年を超えない範囲で登録できない期間を指定できることとされたことに伴い、その基準を定める。

2. 改正の概要

欠格期間の指定の基準は、以下に掲げるものとする。

- 欠格期間は登録の取消しの日から起算して10年とする。
- 上記に関わらず、都道府県労働局長は、不正に交付した技能講習修了証等の回収の状況、自主的な申告の有無、回収への協力の程度及び情状等に照らして適当と認めるときは、欠格期間を10年未満（年単位で2年を超えるもの）とすることができる。

3. 公布日等

告示日：令和7年9月（予定）

適用期日：令和8年1月1日

(参考) 不正に交付された技能講習修了証等の回収命令に従わない機関への処分について

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料2 抜粋

その他、登録機関制度等に関する論点(案)② (登録教習機関による技能講習関係)

登録教習機関による技能講習の不正防止に関する現状の課題

技能講習※を実施する登録教習機関は、技能講習を適法に修了した者に対して、技能講習修了証を交付することが義務付けられている。しかし、不正に交付された**技能講習修了証の回収を命ずる規定がない**。また、意図的に違反を改善せず**に取消処分**となった場合の**欠格期間が2年**にすぎない。

※ フォークリフトの運転業務等、一定の危険有害な業務に従事する際、修了することが求められる講習

- 複数の登録教習機関で、小型移動式クレーン等複数の**技能講習を全く、あるいは一部しか行わなかった**にも関わらず、大量の**技能講習修了証を不正に交付した**事案がある。技能講習修了証を回収しないと、**技能を有しない者が危険な業務を行う可能性や、それを根拠に上位資格を受験するおそれがあるため、当該修了証の回収を行政指導したが、当該機関は指導に誠実に応じなかった**（未回収修了証は約500枚(平成24年事案)、約1,000枚(平成29年事案))。
- 当該機関は取消処分となったが、**未回収の修了証が多く出回っていたため**、関係業界団体に**当該機関名と修了証の種類番号等を周知し、当該修了証保持者に業務を行わせないように指導した**。

改善のための論点

- 技能講習修了証が回収されないと、危険な業務に無資格者が従事するおそれがあり、幅広い事業場で労働災害が発生するおそれがある。このため、都道府県労働局長が、不適正な技能講習修了証を交付した登録教習機関に対し、その**修了証の回収を命じることができるとしてはどうか**。
- 上記に違反した場合、都道府県労働局長が**登録取消等を実施**できるとしてはどうか。
- 回収命令に誠実に応じずに登録取消を受けても、欠格期間が短ければ十分な抑止効果がないため、回収命令等に誠実に応じない等**悪質な事由による取消についての欠格期間を延長**してはどうか。

分科会の御議論を踏まえ、改正法により、都道府県労働局長が不正に交付された技能講習修了証等の回収命令に従わない登録教習機関の登録を取り消したとき、厚生労働大臣が定める基準に従い、10年を超えない範囲で処分を受けた者が登録を受けることができない期間を指定できることとされた。（法第77条関係）

(参考) 令和7年改正法 (関係部分抜粋)

- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年法律第33号) による労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 改正部分 (令和8年1月1日施行箇所のうち **関係部分抜粋**)

新	旧
<p>(定期自主検査)</p> <p>第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査 (以下「特定自主検査」という。) を行うときは、<u>当該事業者 (事業者が法人である場合には、その代表者又は役員) で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその</u>使用する労働者で<u>当該</u>厚生労働省令で定める資格を有するもの<u>若しくは</u>第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者 (以下「検査業者」という。) に実施させなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(定期自主検査)</p> <p>第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査 (以下「特定自主検査」という。) を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの<u>又は</u>第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者 (以下「検査業者」という。) に実施させなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(登録教習機関)</p> <p>第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録 (以下この条において「登録」という。) は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 都道府県労働局長は、前条第二項の規定による命令に従わない登録教習機関に対して、前項において準用する第五十三条第一項第五号の規定により登録を取り消したときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が第一項の規定による登録を受けることができない期間を指定することができる。</u></p> <p>5～8 (略)</p>	<p>(登録教習機関)</p> <p>第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録 (以下この条において「登録」という。) は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4～7 (略)</p>

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号） 附帯決議（機械関係）

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十一 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十五 登録機関が実施する設計審査、製造時等検査については、引き続き検査による安全性の確保が適切に行われるよう、適宜立入調査を行い、必要な監査・指導を行うこと。また、特定機械等の主要構造部分の変更時には、変更届の提出と変更検査の受検を行うよう、周知に努めるとともに、必要な指導を行うこと。（参十一と同様。）